

環境学習等支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球規模での環境問題から諏訪湖浄化などの身近な問題に至るまで、幅広く環境保全の推進を図るため、一人ひとりが環境に対する責任と役割を自覚し、環境保全活動に積極的に参加する意欲や、環境問題を解決に導いていく知識・能力を養い、特に、次代を担う子供達が、環境に対する高い意識を持ち、限りある自然や資源についての認識を深めていくこと及び諏訪地域の美しい環境づくりの推進を図ることを目的に実施する環境学習、環境保全活動等に要する経費等に対し、予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、次のとおりとする。

- (1) 諏訪地域の小学校、中学校、高等学校、養護学校、企業、地域団体及びボランティア団体（以下「小中高等学校等」という。）。ただし、特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動と認められるものでないこと。
- (2) こどもエコクラブ

(対象経費及び助成額)

第3条 第1条に規定する助成の対象となる経費及び助成額は、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	助 成 額
1 児童、生徒を対象として実施する環境学習、環境保全活動等のうち、他の範となる先駆的なものと認められる経費	助成額は2万円を限度とする。
2 こどもエコクラブの活動の経費 (当該事業に直接必要な経費とし、会議費、会食代、備品購入費等及び第6条の環境学習等支援助成金実績報告書の提出までに支出が完了していない経費(支出したことを証する書類が添付されていない経費を含む。)は含まない。)	

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする小中高等学校等又はこどもエコクラブは、別に定める日までに、環境学習等支援助成金交付申請書（様式第1号）を市町村の生活環境担当課を経由の上、会長に提出するものとする。

(対象事業の選定)

第5条 対象事業の選定については、前項により申請のあった事業の中から、当該年度の予算の範囲内で決定するものとする。

- 2 前項の規定により選定した事業に対して、助成金の金額を概算払できるものとする。

(実績報告と精算)

第6条 助成金の交付を受けた小中高等学校等又はこどもエコクラブは、助成金の交付決定のあった事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は交付の決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、環境学習等支援助成金実績報告書（様式第2号、活動内容のわかる写真及び支出経緯のわかる書類（領収書のコピーなど）を添付）を会長に提出するものとする。

- 2 事業の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、別に定める日までに、交付済額と確定した額の差額の返還を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年6月29日から施行する。

(一部改正)

平成15年3月14日 一部改正

平成30年5月29日 一部改正

令和2年6月2日 一部改正

令和3年6月1日 一部改正

令和7年5月29日 一部改正

令和8年5月29日 一部改正